

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

公示日	令和 8年 1月 27日 (火)																				
投票日	令和 8年 2月 8日 (日)																				
投票所	栗野地域 吉松地域	9投票所 7投票所	※投票所入場券に記載してあります																		
投票時間	午前 7 時 ~ 午後 6 時																				
期日前投票	・期日 1月 28日 (水) ~ 2月 7日 (土) <u>※ただし国民審査は 2月 1日 (日) ~ 2月 7日 (土)</u> ・時間 午前 8時 30分 ~ 午後 8時 00分 ・場所 ●栗野庁舎 別館2 小会議室 (庁舎北側) ●吉松庁舎 1階会議室																				
移動期日前投票 ※ 右記の投票所を車で巡回します。対象となる方は、ご利用ください。	令和 8年 2月 1日 (日) のみ <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>投票所</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8:50~9:30</td> <td>新替団地集会所</td> <td>第1投票区の方</td> </tr> <tr> <td>10:00~10:40</td> <td>彦崎公民館</td> <td>第1投票区の方</td> </tr> <tr> <td>11:20~12:00</td> <td>稲葉崎公民館</td> <td>第2投票区の方</td> </tr> <tr> <td>13:30~14:10</td> <td>上村公民館</td> <td>第2投票区の方</td> </tr> <tr> <td>15:10~15:50</td> <td>魚野公民館</td> <td>第15投票区の方</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※対象者以外の方は投票できませんのでご注意ください。</u> <u>投票区については、入場券ハガキ「名簿番号」欄の一番左に記載の数字(5桁)になります。</u></p>			時間	投票所	対象者	8:50~9:30	新替団地集会所	第1投票区の方	10:00~10:40	彦崎公民館	第1投票区の方	11:20~12:00	稲葉崎公民館	第2投票区の方	13:30~14:10	上村公民館	第2投票区の方	15:10~15:50	魚野公民館	第15投票区の方
時間	投票所	対象者																			
8:50~9:30	新替団地集会所	第1投票区の方																			
10:00~10:40	彦崎公民館	第1投票区の方																			
11:20~12:00	稲葉崎公民館	第2投票区の方																			
13:30~14:10	上村公民館	第2投票区の方																			
15:10~15:50	魚野公民館	第15投票区の方																			
転出した方	<u>令和7年9月26日</u> 以降に湧水町から転出した方で、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されなかった方は、「湧水町」で投票できます。 (ただし、転出後4か月を経過していない場合)																				
転入した方	<table border="1"> <tr> <td><u>令和7年10月26日</u>までに転入した方で、 引き続き3ヶ月以上湧水町に住所のある方</td> <td><u>湧水町で投票できます</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和7年10月27日</u>以降に転入した方</td> <td><u>転入前の市町村で投票</u></td> </tr> </table>			<u>令和7年10月26日</u> までに転入した方で、 引き続き3ヶ月以上湧水町に住所のある方	<u>湧水町で投票できます</u>	<u>令和7年10月27日</u> 以降に転入した方	<u>転入前の市町村で投票</u>														
<u>令和7年10月26日</u> までに転入した方で、 引き続き3ヶ月以上湧水町に住所のある方	<u>湧水町で投票できます</u>																				
<u>令和7年10月27日</u> 以降に転入した方	<u>転入前の市町村で投票</u>																				
満18歳になる方	<u>平成20年2月9日</u> までに生まれた方は投票できます。 ※ただし、投票日現在まで、引き続き3ヶ月以上湧水町内に住所を有する方																				
町内転居者	<u>令和8年1月20日</u> 以降に転居した方で、2月8日に投票する場合は、 「前の住所の投票所(入場券に記載の投票所)」 で投票してください。																				
郵便による不在者投票	身体障害者手帳1~3級等又は要介護区分が要介護5と記載されている方は、 手続きをすれば郵便投票ができる場合があります。 (投票用紙等の請求期限は2月4日まで) ※郵便投票申請には、事前に『郵便等投票証明書』の申請が必要になりますので、希望される方は、お早めに町選挙管理委員会で手続きを行ってください。																				
※ 投票所入場券は1月22日以降随時発送予定です。 ※ 投票所入場券がなくても投票できますが、 <u>運転免許証やマイナンバーカードなど、選挙人本人だと確認できるもの</u> をご持参ください。 ★ 詳しくは、町選挙管理委員会におたずねください。 電話 74-3111																					

生 か そ う 一 票 わ た し が 主 役

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 第9投票区投票所変更のお知らせ

今回の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査から、
第9投票区投票所を下記のとおり変更します。
みなさまのご理解とご協力をお願いします。

湧水町選挙管理委員会

変 更 前

栗野中央公民館



変 更 後

栗野保健センター